

<ランク>

択一式は各選択肢を、次のような基準でランク分けしています。

- ★・・・(教材で解説している内容であり、正誤の判断が可能である)
- ★★・・・(教材で解説している内容だが、正誤の判断には一定の読解力が要求される)
- ★★★・・・(教材で解説している内容ではないため、他の選択肢の内容によっては、捨て問とすべきもの)

●択一式

<労働基準法（問1～7）・労働安全衛生法（問8～10）>

	問1（正解：C）			問2（正解：B）			問3（正解：E）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	×	★	14	×	★	29, 30	×	★	46
B	×	★	17	○	★	36	×	★	46
C	○	★	19	×	★	37	×	★	54
D	×	★	21, 24	×	★	38	×	★	54
E	×	★	62	×	★	39	○	★	53
	問4（正解：D）			問5（正解：C）			問6（正解：D）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	○	★	82	○	★	158	×	★★★	—
B	○	★	84	○	★	158, 160	×	★★★	—
C	○	★	82	×	★	158	×	★★★	—
D	×	★★★	—	○	★	162	○	★	69, 163
E	○	★	113	○	★	168	×	★	119
	問7（正解：A）			問8（正解：E）			問9（正解：C）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	×	★	144	×	★	19, 21	○	★★	(98)
B	○	★	144	×	★	22, 25	○	★★	(109)
C	○	★	146	×	★	30, 33	×	★★	—
D	○	★	151	×	★	34, 36	○	★★	(126)
E	○	★★	156	○	★	26, 29	○	★★★	—
	問10（正解：B）								
	正誤	ランク	頁						
A	×	★★★	—						
B	○	★★★	1						
C	×	★★★	—						
D	×	★★★	—						
E	×	★★★	2						

【労働基準法・労働安全衛生法：試験概要】

「労働基準法」は、問4及び問6に通達や判例の肢が含まれているためやや難問となっているが、問4は消去法により、問6は正解肢が比較的平易であるため、正答は可能である。他の問題は、概ね基本事項からの出題で正解肢も平易であり、全体として難易度は高くない。

「労働安全衛生法」は、問9及び問10が難問であるため、基本事項からの出題である問8を確実に得点したい。

【労働基準法・労働安全衛生法ポイント解説】

①問4-D

「36協定を締結した労働者側の当事者が労働者の過半数を代表する者でなかったときは、当該協定が無効となり、労働者は使用者の時間外労働命令に従う義務はない。」とするのが最高裁の判例である。

実際の判例は、従業員親睦団体の代表が自動的に36協定の労働者側当事者となっている場合に、当該協定が無効となり、従業員に時間外労働義務が発生しないと判示されたものである。

「過半数を代表する者」の選出要件がしっかりと規定されていることを考えれば誤りと判断することも可能であるが、問題文中の「行政官庁が受理した場合には」というところで正しいようにも思えるため、難問である。

他の肢は基本事項であるので、消去法により解答して欲しい。

②問9-C

労働安全衛生法第66条の8の規定において、設問のような「面接指導の実施の指示」の定めはない。

都道府県労働局長と労働衛生指導医がセットとなっている規定は、Aの「作業環境測定の実施の指示」とBの「臨時の健康診断の実施の指示」の2つと覚えておけば誤りと判断することもできるが、初めて出題されたEの規定も含め、労働安全衛生法のすべての条文（設問では、「文書により」など省令まで含めた内容）まで押さえておくことは困難であり、難問である。

試験対策としては、似たような文章構成となっている条文については、比較して押さえておくとうい。

③問10

10～15年周期で出題されるやや変わった形式の問題であるが、毎回難問であり、分からなければ、時間をかけずに解答してしまったほうがよい問題である。

<労働者災害補償保険法（問1～7）・労働保険徴収法（問8～10）>

	問1（正解：E）			問2（正解：A）			問3（正解：B）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	×	★★	114, 115	○	★	46	×	★	101
B	×			×			○	★	101
C	×			×			×	★	101
D	×			×			×	★	101
E	○			×			×	★	101
	問4（正解：C）			問5（正解：A）			問6（正解：D）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	×	★	25	×	★★★★	—	○	★★★★	—
B	×	★	161	○	★★★★	—	○	★★★★	—
C	○	★	111	○	★★★★	—	○	★★★★	—
D	×	★	166	○	★★★★	—	×	★★★★	—
E	×	★	107	○	★★★★	—	○	★★★★	—
	問7（正解：D）			問8（正解：C）			問9（正解：B）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	○	★	170	○	★	60	×	★	25
B	○	★	169	○	★	60	○	★★	25
C	○	★	169	×	★	60	×	★	69
D	×	★	170	○	★★	67	×	★	102
E	○	★	168	○	★★★★	(56)	×	★	56, 68
	問10（正解：A）								
	正誤	ランク	頁						
A	×	★	28						
B	○	★	54						
C	○	★	67						
D	○	★	30						
E	○	★	29						

【労働者災害補償保険法・労働保険徴収法：試験概要】

「労働者災害補償保険法」は、問5及び問6が通知（通達）からの出題で、試験対策の学習においてほぼ取り組むことのない細部事項の通知であるため、難問である。このような設問は、時間をかけず次に進んだほうがよい。他の問題は、ほぼ基本事項からの出題で難易度は高くない。

「労働保険徴収法」も基本事項からの出題で、「労働者災害補償保険法」の2問を除き、全体として難易度は高くなく、基本レベルである。

【労働者災害補償保険法・労働保険徴収法：ポイント解説】

①問1

二次健康診断等給付からの出題であるが、長い問題文に惑わされることなく、条文の「いずれの項目にも異常の所見がある」という重要キーワードを押さえていれば、正解肢はEと、容易に判断できる。

②問8 C、E

Cは、増加概算保険料について認定決定は行われなかったため、明らかな誤りで正解肢としたが、Eについても、増加概算保険料は年金事務所を経由して提出することはできないため（徴収法施行規則第38条第2項第4号、第5号）、正しい記述ではなく誤りとなる可能性がある。

<雇用保険法（問1～7）・労働保険徴収法（問8～10）>

	問1（正解：B）			問2（正解：C）			問3（正解：A）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	×	★	27, 28	○	★	48, 49	×	★	69
B	○	★	27	○	★	50	○	★	69
C	×	★	23	×	★	51	○	★	69
D	×	★	23, 27	○	★	73	○	★	69
E	×	★★	(29)	○	★	55	○	★	69
	問4（正解：C）			問5（正解：D）			問6（正解：B）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	○	★	81	×	★	111	×	★	145
B	○	★	81	×	★	122	○	★	150
C	×	★	82	×	★	113	×	★	143-148
D	○	★	82	○	★	117	×	★	※6
E	○	★	84	×	★	111	×	★	146
	問7（正解：A）			問8（正解：B）			問9（正解：C）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	×	★	41	○	★	99	×	★	21
B	○	★	32	×	★	99	×	★	76
C	○	★	44	○	★	99	○	★	30. 67
D	○	★★★★	(159)	○	★	99	×	★★	(35)
E	○	★	162	○	★	99	×	★	23
	問10（正解：E）			<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> ※法改正情報特別資料① </div>					
	正誤	ランク	頁						
A	×	★	114						
B	×	★	114						
C	×	★	120, 121						
D	×	★	115						
E	○	★	23						

【雇用保険法・労働保険徴収法：試験概要】

「雇用保険法」、「労働保険徴収法」とともに、基本事項からの出題が多く、全体として平易な問題である。

他の科目と比較しても、得点しやすい内容であった。

【雇用保険法・労働保険徴収法：ポイント解説】

①問1 B、E

正解肢Bは、昨年度の本試験で全く出題されなかった平成22年4月1日施行の改正事項である。近年、雇用保険法は、法改正が頻繁に行われているが、前年度に出題されなかった改正事項は翌年度によく出題される。

Eについて、個人事業主や法人の代表者であるため被保険者となれない者が、労災保険の中事業主である特別加入者となれば雇用保険の被保険者になれるような定めはない。このような問題はよく出題されるので、惑わされないようにしなければならない。

②問7 A

未支給の失業等給付の規定をしっかりと押さえていれば、容易に正誤の判断ができるが、雇用保険法では、このように具体事例を用いて応用力を問うような問題がよく出題される。

<労働一般常識（問1～5）・社会保険一般常識（問6～10）>

	問1（正解：B）			問2（正解：E）			問3（正解：A）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	○	★★★★	—	○	★★	※1-11	○	★★★★	—
B	×	★★	—	○	★★★★	—	×	★★	※1-24
C	○	★★★★	—	○	★★★★	—	×	★★★★	—
D	○	★★★★	—	○	★★★★	—	×	★★★★	—
E	○	★★★★	—	×	★★★★	—	×	★★★★	—
	問4（正解：D）			問5（正解：A）			問6（正解：D）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	○	★	142	○	★	188	○	★	57
B	○	★	144	×	★★★★	—	○	★	57
C	○	★	148	×	★★★★	—	○	★★	—
D	×	★	150	×	★	189	×	★	60
E	○	★	152	×	★	190	○	★	64
	問7（正解：B）			問8（正解：D）			問9（正解：E）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	×	★	134	×	★	95	×	★	※2-27
B	○	★	144	×	★	95	×	★★	※3-174
C	×	★	134	×	★	95	×	★	102
D	×	★	140	○	★	96	×	★	35
E	×	★	140	×	★★★★	—	○	★	84
	問10（正解：C）			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> ※1 労働経済白書情報 ※2 テキスト8 ※3 テキスト7 </div>					
	正誤	ランク	頁						
A	×	★★★★	(164)						
B	×	★★★★	(164)						
C	○	★★★★	(164)						
D	×	★★★★	—						
E	×	★★	174						

【労働・社会保険に関する一般常識：試験概要】

「労務管理その他の労働に関する一般常識」は、2問が統計調査、1問が白書、2問が法令からの出題でオーソドックスな出題構成であった。法令2問は、難易度が高くないので確実に得点したい。

「社会保険に関する一般常識」は、問10の社会保険労務士法がやや難問であったが、他の4問は例年通り概ね得点し易い内容であった。

【労働・社会保険に関する一般常識：ポイント解説】

①問1B

300人未満の企業に入職した人が求職活動においてインターネットを利用した割合は、「1割未満」ではなく「1割を超えて」いる。常識的に考えても、インターネットを使って情報提供することはコストが安くすみ、企業規模が小さいほど重要性が高いといえるので、この統計調査を知らなくても正誤の判断はできる。

知らない統計調査が出題されると面食らうが、このように一般的な常識で解答を見つけることができる問題が過去においても出題されているので、時間をかけすぎない程度に落ち着いて問題文を読む必要がある。

②問4D

労働契約法では、出向命令に関し、権利を濫用した場合には「無効」とする規定が定められており、設問のように「個別の同意を得た上で…の場合に有効」とするよう定めはない。

労働契約法は、平成20年の施行以来、平成21年度試験から連続して出題されている。また、第1条から第19条までの数少ない条文をしっかりと押さえておけば解答できる内容でもある。

<健康保険法（問1～10）>

	問1（正解：D）			問2（正解：B）			問3（正解：E）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	○	★	24	×	★	148	○	★	185
B	○	★★★★	—	○	★	16	○	★	185
C	○	★	19	×	★	145	○	★	122
D	×	★	29	×	★	124	○	★	87
E	○	★	28, 66	×	★★★★	—	×	★	148
	問4（正解：B）			問5（正解：A）			問6（正解：E）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	×	★	115, 116	×	★	32	×	★	56
B	○	★	126, 127	○	★	32	×	★	112
C	×	★	161	○	★	77	×	★	78
D	×	★	199	○	★★	80	×	★	99, 100
E	×	★	204	○	★	132	○	★	96
	問7（正解：E）			問8（正解：C）			問9（正解：B）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	○	★★	(87)	×	★	130	○	★	115
B	○	★	166	×	★	133	×	★	122
C	○	★★	(79)	○	★	134	○	★	158
D	○	★★★★	—	×	★	97, 106	○	★★	122
E	×	★★★★	(45)	×	★	104	○	★	114
	問10（正解：B）								
	正誤	ランク	頁						
A	×	★	176						
B	○	★	193						
C	×	★★★★	—						
D	×	★	187						
E	×	★	194						

【健康保険法：試験概要】

問7は難問であるが、他の問題は平易な正解肢が多く、全体として難易度はそれほど高くない出題内容であった。ただし、丸暗記や中途半端な理解では、正誤の判定がしにくい肢が含まれている問題も多い。

健康保険法は、近年、難解な問題が多く出題され、他の科目と比較しても難易度が高い傾向にあったが、今回は以前のレベルに近いものとなっている。

【健康保険法：ポイント解説】

①問2 E

被保険者資格を取得する「前」にかかった疾病又は負傷の資格取得後の療養についても、療養の給付、傷病手当金の支給は行われる。通達で示されている内容であるが、具体例（例えば、資格取得前からかかっていた病気が悪化して療養のため休業した場合）を思い浮べ考えてみても正誤の判断ができそうである。

「資格取得前の疾病又は負傷に対しても保険給付は行われる」と、別の通達でも示され過去に出題されているが、これを覚えておけば同じような問題に対応できる。

②問7 E

「厚生労働大臣」は、全国健康保険協会の業績について事業年度ごとに評価を行い、当該評価の結果を遅滞なく、「当該全国健康保険協会」に対して通知するとともに、これを公表しなければならない。これが正しい記述である。

全国健康保険協会に関する規定は、このように主語等を入れ替えたり、健康保険組合の規定と入れ替えたりする問題を作りやすいので、問題文を読む際、正誤の判断ポイントとして注意しておくといよい。

<厚生年金保険法（問1～10）>

	問1（正解：A）			問2（正解：D）			問3（正解：E）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	○	★	129	×	★	58	○	★★	131, (145)
B	×	★★★★	(95)	×	★★	214	○	★	145
C	×	★★★★	(148)	×	★	90	○	★★★★	—
D	×	★	122	○	★	96 ※1-21	○	★	145
E	×	★	210	×	★	64	×	★★★★	(21, 131)
	問4（正解：A）			問5（正解：B）			問6（正解：D）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	×	★	60	○	★★★★	—	○	★	194
B	○	★	110	×	★★★★	—	○	★	194
C	○	★	125	○	★★★★	—	○	★	194
D	○	★★	103	○	★★★★	—	×	★	194
E	○	★★	(114) ※2-98	○	★★★★	—	○	★	194
	問7（正解：A）			問8（正解：C）			問9（正解：C）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	○	★★★★	—	×	★	42	×	★	68, 71, 72
B	×	★★★★	—	×			×	★	77
C	×	★★★★	—	○			○	★	50, 95
D	×	★★★★	—	×			×	★	131
E	×	★★★★	—	×			×	★	129
	問10（正解：C）			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> ※1 法改正情報特別資料② ※2 テキスト7 ※3 テキスト6 </div>					
	正誤	ランク	頁						
A	○	★★	22, 43 ※3-32						
B	○	★	50						
C	×	★	43						
D	○	★	58						
E	○	★★	(179)						

【厚生年金保険法：試験概要】

問3、問5及び問7は難問である。問6、問8、問9及び問10の4問は平易な問題であるため確実に得点したい。他の3問は、正解肢の難易度は高くないが、一部難問の肢が含まれているため誤る可能性がある。

全体としては、7科目中最も難易度の高い科目といえる。

【厚生年金保険法：ポイント解説】

①問3 C、E

Cは、細部事項からの出題であるが、厚生年金基金令第25条第2項、附則第7条により正しい内容である。

Eは、設問の場合、事実上婚姻関係にある者として、配偶者の死亡に係る遺族厚生年金の遺族とされるため誤り（正解肢）となる。設問の内容を一般的に考えてみれば正誤の判断ができる選択肢であるが、Cその他の肢が難問であるので、正解肢と判断するのが難しくなっている。

②問4 E

65歳以上の者で、障害厚生年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有しない障害厚生年金の受給権者については、障害厚生年金の額の改定を請求することができないという規定は基本事項であるが、設問文中の「老齢基礎年金（繰上げ支給を含む。）の受給権者」という部分の判断に迷ったかもしれない。

老齢基礎年金の受給権者となるのは65歳以上であり、繰上げ支給を受けた場合には65歳に達したものとみなされるため、「65歳以上の者」としてこの規定が適用されることになっている（法附則第16条の3第2項）。他の規定の知識を応用して判断することも可能である。

③問10 E

女性である被保険者が出産してから育児休業をする場合、「産前6週間産後8週間の休業期間中」は、健康保険料・厚生年金保険料は免除されない。

この女性である被保険者が「育児休業」に入るのは、産後8週間を経過した日からであり、この日の属する月から健康保険料・厚生年金保険料が免除される。

具体的には、産前産後休業期間中について健康保険法の「出産手当金」を受給し、育児休業期間中は雇用保険法の「育児休業給付」を受給することになるので、これらの規定と併せて押さえておくとよい。

<国民年金法（問1～10）>

	問1（正解：C）			問2（正解：C）			問3（正解：E）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	○	★	172	×	★	51	○	★	81
B	○	★★	90	×	★	136	○	★★	148
C	×	★	157	○	★★	(157)	○	★	174
D	○	★	32	×	★	160, 202	○	★	173, 187
E	○	★★	200	×	★★	46	×	★	206
	問4（正解：A）			問5（正解：D）			問6（正解：D）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	○	★	73	×	★★	125	○	★★	37 ※30
B	×			×	★	124	○	★★	37 ※30
C	×			×	★	127	○	★★	37 ※30
D	×			○	★	118	×	★★★★	—
E	×			×	★	64	○	★★★★	—
	問7（正解：B）			問8（正解：C）			問9（正解：A）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	○	★	77	×	★★	89, 92, 94 他	○	★	174
B	×	★	77	×	★	92, 95, 96	×	★	170
C	○	★	77	○	★	98	×	★	169
D	○	★	81	×	★	98, 150	×	★	169
E	○	★	82	×	★	67	×	★★★★	—
	問10（正解：D）			※テキスト6					
	正誤	ランク	頁						
A	×	★★	216						
B	×	★★★★	—						
C	×	★★	222, 229						
D	○	★★★★	—						
E	×	★	220, 221						

【国民年金法：試験概要】

問6及び問10は難問である。他の問題は、一部難問の肢が含まれているものもあるが、正解肢の難易度はそれほど高くないので、しっかりとした理解ができていれば得点できる内容である。

【国民年金法：ポイント解説】

①問1B

増額率は1月当たり1,000分の7=0.7%であるので、68歳に達した日に支給繰下げの申出をしたときは、 $0.7\% \times 36 \text{月} = 25.2\%$ 、70歳に達した日に支給繰下げの申出をしたときは、 $0.7\% \times 60 \text{月} = 42.0\%$ となる。

応用力を問う問題であるが、基本事項を理解していれば難しくはない。

②問2C

厚生年金保険法の脱退一時金は、「厚生年金保険の被保険者期間」が計算の基礎となり、国民年金の脱退一時金は「第1号被保険者期間」が計算の基礎となる。

それぞれの期間が通算されることはないので、それぞれ別個に脱退一時金の支給を請求することができる。

③問6D

Dについて、年間収入には、傷病手当金や失業給付金（基本手当）も含まれる。

なお、第3号被保険者の認定基準は、健康保険法の被扶養者の認定の取扱いを勘案するので、A～Cは健康保険法の知識で正誤の判断ができる。

④問10D

設問のようにA県の地域型国民年金基金で15年未満の加入員期間で中途脱退者となった場合には、その者に係る年金の原資は国民年金基金連合会に交付される。

しかし、その者が再びもとのA県の地域型国民年金基金の加入員となったときは、この原資がA県の地域型国民年金基金に戻され、加入員期間が通算して20年以上になれば、もはや中途脱退者ではないので、年金又は一時金の支給はA県の地域型国民年金基金から受けることになる。このような取扱いとする規定が定められている。